

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問 環境課 ☎(55)7114

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為／

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積み等の炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす
- ※違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなどの地域行事における焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却
- (害虫駆除のための稲わら焼却など)
- ※廃ビニールなどの焼却は不可
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)
- ※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量な周辺地域の生活環境に著しい影響を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさく」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となる場合があります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることも考えられます。

例外行為であっても焼却をされる方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

立田図書館を廃止します

問 生涯学習課 ☎(55)7137

3月31日(水)をもって立田図書館を廃止します。4月1日以降は、立田図書館での予約本の受け取りもできません。今後は、中央図書館または佐織図書館をご利用ください。

合併前に、立田図書館に図書を寄贈された方で引き取りを希望される方は、3月31日(水)までに生涯学習課へお知らせください。

八開支所・立田支所の窓口で図書の返却ができますようになります

問 中央図書館 ☎(28)7760

▼開始日／

八開支所…3月1日(月)から  
立田支所…4月1日(木)から  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

ご存知ですか？ エフエムななみ77.3MHz

海部地域のコミュニティFM放送局「エフエムななみ」が、ラジオを通じて、皆さんに地域に密着した情報を毎日お届けしています。



- 市からの行政情報
- 災害情報
- 暮らしに役立つお天気や道路情報
- 地域密着情報

特に災害時には、有力な情報収集手段となります。

- ・地域に特化した情報
- ・停電時も使用可能
- ・持ち運びが容易

一家に一台、ラジオを非常持出品として常備していたら、地域密着型FM放送局「エフエムななみ77.3MHz」皆さんの情報収集手段の一つとして、ぜひご活用ください。  
※パソコン、スマートフォンからも聴くことができます。

エフエムななみのホームページ左部分  
インターネットラジオ  
JCBAサイマルラジオ  
をクリック

地域別の東海地区から



▶LISTEN

をクリック

OK!!



スマートフォンで視聴される場合は、こちらから

エフエムななみボランティアパーソナリティ募集！

地域を盛り上げるラジオパーソナリティを募集しています。パーソナリティとなって地域の方と交流しながらラジオで話してみませんか？詳細はホームページをご覧ください。



問 西尾張シーエーティーヴィ株式会社(クローバーTV/エフエムななみ)  
CS推進部編成制作G ☎(25)8561